

意見書案第 19 号

地方消費者行政に対する財政支援の拡充等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

鬼塚昌宏	津田信太郎	大森一馬
大坪真由美	今林ひであき	阿部真之助
福田まもる	山口剛司	大石修二
とみなが正博	森あや子	浜崎太郎
熊谷敦子	倉元達朗	近藤里美
田中しんすけ		

地方消費者行政に対する財政支援の拡充等を求める意見書

消費生活相談体制の整備等の地方消費者行政の充実及び強化については、国の地方消費者行政推進交付金制度によって一定の前進が図られてきましたが、同制度は平成30年度から地方消費者行政強化交付金制度に統合されるとともに、予算額が削減されました。国の平成30年度当初予算では、地方消費者行政強化交付金として24億円が計上されていますが、これは平成29年度における地方消費者行政推進交付金の予算総額である42億円を大きく下回っており、地方の要請に国は応えていません。

高齢化の進展、成年年齢の引下げ等社会環境が変化する中、消費生活相談体制の拡充、消費者への教育及び啓発の充実、地域における見守りネットワークの構築等の地方消費者行政の更なる推進が求められているにもかかわらず、国の予算が減額されたことにより、地方消費者行政の後退が懸念されます。

さらに、地方における消費者行政の機能強化の遅れは、消費者庁に地方支分部局がないこととあいまって、消費者被害情報の収集及び分析、関係法律の執行、消費者被害防止のための広報啓発等の国における消費者行政に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、地方公共団体は、消費者から消費生活相談を受け、当該相談情報を全国消費生活情報ネットワークシステムに登録するとともに、違法業者に対して行政処分を行っており、その効果は、当該地方公共団体の消費者のみならず、関係法律の執行、情報提供等を通して国の消費者行政にも及んでいることから、国からの恒久的な財政措置が望まれます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項を実現されるよう強く要請します。

- 1 平成31年度における地方消費者行政に係る交付金制度の予算額について、少なくとも平成29年度予算総額と同等の額を確保すること。
- 2 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金制度の予算額の減額が地方公共団体に与えた影響の詳細を把握すること。
- 3 地方公共団体が行う消費生活相談、行政処分等の地方消費者行政に係る事務費用に対する恒久的な財政措置について検討すること。
- 4 消費者行政の機能強化を図るため、国と地方との連携を強化する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，総務大臣，財務大臣，
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛て

議長 名